

佐渡金銀山世界遺産ガイダンス施設（仮称）整備基本計画策定業務委託仕様書

1 整備基本計画策定の目的

本業務委託は、世界遺産登録を目指している「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」の構成資産等について、それらを分かりやすく解説するガイダンス的機能と、今後急増が見込まれる来訪者のビクターセンター的機能を合わせ持つ施設を整備するために基本計画を策定するものである。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 佐渡金銀山世界遺産ガイダンス施設（仮称）整備基本計画策定業務委託
- (2) 委託期間 契約の日から平成28年3月22日まで
- (3) 施設整備地域 新潟県佐渡市相川市街地

3 委託業務の内容

- (1) 基本計画策定に向けた整理・検討
- (2) 類似施設の調査
- (3) 施設整備に必要な関連法令等の調査
- (4) 佐渡金銀山世界遺産ガイダンス施設（仮称）整備基本計画（案）の策定
 - 施設整備にあたっての現状と課題
 - 既存の「佐渡金銀山ガイダンス施設（仮称）整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）や各種調査成果や今後の調査内容等を踏まえて、佐渡市における世界遺産ガイダンス施設整備に係る現状と課題を整理する。
 - 基本方針
 - 施設整備に向けた基本的な方針、コンセプトについて検討する。
 - 整備計画
 - 施設の規模・機能等についての要件を整理すると共に、施設整備に必要な経費の試算、周辺関連施設等との連携、整備スケジュールの作成等を行う。
 - 運用方針
 - 基本方針にもとづき、運用に関する課題や対策を整理・検討する。
 - 補助制度
 - 施設整備に関する国等の補助・支援制度等の有無、詳細について調査する。
- (5) 基本計画策定に係る委員会・説明会等の開催支援
- (6) 業務管理を含む打合せ記録簿の作成

4 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、本委託業務で得られた成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は履行確認の時をもって佐渡市に帰属し、市の許可なく他に公表、貸与又使用してはならない。

また、受託者は成果品につき著作者人格権を行使しない。

7 その他

- ・現在のところ、既存の公共施設を改修のうえ、世界遺産ガイダンス施設として再活用する計画である。
- ・本仕様書に記載していない詳細な事項については、発注者と受託者が双方協議のうえ定めることとする。